

## 地方で憲法裁判に取り組んで

私の住んでいる鹿児島でも、人権や平和・国民主権に関するさまざまな問題が提起されている。私も、憲法学者の社会的な責任として地元で提起される憲法裁判に取り組むことが大切だと考えるようになった。その取り組みのいくつかを紹介したい。

### 「大嘗祭」違憲訴訟

そのきっかけになったのは、奄美大島龍郷町に住む医師・肥後源市さんがおこした「大嘗祭訴訟」への支援活動だった。1990年11月23日未明、新天皇の即位にあわせて行われた、まぎれもない宗教的な儀式であった大嘗祭。昭和天皇の死去・新天皇の即位についてのさまざまな儀式的やり方は、大日本帝国憲法の際の儀式を踏襲して、政教分離原則、国民主権原則に違反しているのではないかという危惧が出されていた。そこで、肥後さんはたったひとりで裁判を提起した（2002年3月19日）。「憲法に反するこの事態をなんとかできないものか」という肥後さんの熱意から、約10年にもわたる鹿児島大嘗祭訴訟が始まった。そのうち、この「即位の礼・大嘗祭」違憲訴訟は、大分、大阪、神奈川、東京でも提起され、全国的なつながりの中で取り組まれることになった。

裁判は、結局、最高裁まですすんで敗訴に終わった（2002年7月11日）が、控訴審判決で「大嘗祭の問題点」を指摘する部分があったりと、まったくの完敗とうわけでもなかった。この憲法裁判によって、「即位の礼・大嘗祭」の憲法上の問題とくに政教分離原則・国民主権との関係の問題点を広く提起したように思う。

## 環境を破壊する人工島建設に反対して

まず人工島訴訟である。鹿児島湾に建設されようとする人工島に対して、市民からは「無駄な公共事業だ」との批判が高まった。反対運動の場が議会から司法に移って、人工島建設差し止め訴訟が取り組まれた。この差し止め訴訟は、憲法論としては環境権・人格権（憲法13条・25条）を根拠にしての、環境破壊に対する批判行動だった。

この人工島問題は、無駄な公共事業を推進する県当局の不透明な姿勢に対する批判でもあった。人工島に関する情報開示訴訟では、県が漁業補償支払いについての公文書について「文書の存否さえ明らかにできない」情報だとして不開示にしたことについて、当然開示すべきだという判決理由を獲得した（2001年10月1日）。

### 公益法人と政治団体の峻別もとめて

鹿児島県内の歯科医師さんが、自民党や特定の業界候補への政治献金を行うための政治団体である日本歯科医師連盟から脱会したいと申し出たら、公益法人である歯科医師会と政治団体である歯科医師連盟とは「一心同体」だから、脱会したければ歯科医師会もやめなさい、歯科医師会をやめたくければ政治連盟にも加入しなくてはいいけない、といわれて、なぜ自分の思想信条とことなる政治団体に（自民党職域支部にも）強制的に加入させられなくてはならないのか、と立ち上がった事件、いわゆる「日歯・連盟訴訟」である。鹿児島での提訴（1998年10月5日）からはじまって、福岡、宮崎、大津、京都でも裁判が始まった。

公益法人と政治団体という性格のちがった団体への同時入退会の原則の強要は、あきらかに憲法思想・信条の自由を侵害するものだった。鹿児島地裁で「退会の自由を認めること」「規約を改正すること」を連

盟に約束させた勝利的和解がなされ(2002年3月29日)、大津地裁では、「原告が支持しない政治活動を継続する一方で、連盟の退会を認めず会費の支払い等を求めてきたことは、思想信条に反する行為を求めてきたものと評価することができる」として日歯・連盟の不法行為責任を認めた判決(2003年10月16日)がかちとられた。地方からはじまった小さな流れが、いま全国的にも注目されるような成果を生み、「公益法人の政治活動を正す」新しい取り組みがはじまっている。

### 鹿児島国際大学の教員解雇事件

教員採用において「科目不適合なのに無理に決定した」「虚偽の業績報告書を作成した」として3人の教授(採用決定時の学部長、人事委員会委員長、業績委員会副査)が理事会から一方的に解雇された鹿児島国際大学での事件も労働事件というだけでなく、大学における学問研究の自由にかかわる憲法問題だった。教授会で賛成多数で議決された採用人事が、理事会の判断でくつがえされ、それにとどまらず、採用に主にかかわった3人の教員が懲戒解雇されたのである。

地位保全、解雇撤回の訴えをおこした3人の教員を支援して、「身分を守る会」が鹿児島でつくられ、全国的な連絡会も活動しはじめた。鹿児島地裁では、仮処分で原告＝教員側が勝訴した(大学側は抗告中)(2002年9月30日)。大学側の不当な態度を改めさせることが「憲法を生かす努力」の舞台になっている。

### 中国残留孤児の「人間回復」のたたかい

全国の動きといっしょに、鹿児島で取り組まれている憲法運動に、中国残留孤児訴訟がある。15年戦争下、中国に取り残され、

中国の養親に育てられたのち、日本に帰国した「残留孤児」たち。その後、彼らを待っていたものは、簡単な日本語の教育支援を受けたものの、日本語も話せず、職もなかなか見つからず、生活保護に頼る生活だった。そこで、彼らは、国の責任を問う裁判を提起した(2003年8月20日)。問われるべき国の責任は、いわば「棄民政策」にある。国策による満州への移民を推し進めたこと、敗戦直後、軍人とちがって民間人については十分な身元確認がなされず、中国にそのまま放置されたこと、1959年には、まだ中国に残っている日本人がいることが予測されていたのに特別措置法により「戦時死亡宣告」され抹消されたこと、身元調査、帰国および定着措置がただちになされなかったこと、日本に帰国した後も十分な支援が得られず、日本国民としてのあたりまえの暮らしができない状況におかれていることなどが「棄民政策」として批判されている。

裁判では、原告の「残留孤児」たちがたどどしい日本語で、あるいは中国語で、戦争直後の様子、中国での生活、現在の困難な状況を語っている。全国にいる残留孤児の約6割にあたる1517人がこの裁判に加わり、鹿児島の裁判もいま始まった。この裁判を、「残留孤児」たちは「人間回復」のたたかいとして位置付ける。まさに幸福追求権、生存権の実現めざす憲法裁判である。

このように、憲法が規定するさまざまな人権を実際に生活の中で具体化させていこうとする憲法運動が、訴訟の形をとって進められている。この憲法運動に加わることによって、学ぶことは多い。憲法・人権・平和についての自分の「アンテナ」の感度をより敏感なものにしたい、と思う。

小栗 実(鹿児島大学・憲法学)